

要請に対する回答（平成 27 年 9 月 16 日）

（団体）

差別事件の実態把握に関する県教委の初期対応や集約・分析、市町村および市町村教育委員会をはじめ関係機関との連携などの対応策について、行政責務として部落問題解決・人権侵害解決に向けた体制と取組を確立されたい。

（県教育委員会）

差別に対する事象の実態把握における現状については、県市町村立学校と市町村の教育委員会に対して、差別や差別の可能性のある事象が発生した場合、その内容と取組についての報告を文書で要請している。対応が困難な場合については、学校等から連絡があり、取組について方向付けを行っている。場合によっては、現地に訪問し、市町村教育委員会と対応策について協議し、連携を取っている。また、事後指導においては、取組の改善により、事象の発生の背景や教職員・児童生徒がどのように変わってきているか、聞き取り調査を実施している。取組が不十分であれば、次の方向性を検討して、取組に当たっている。

現在は、「同和問題」、「障害者」に対する事象の報告が多いが、今後は、県民に身近な 10 の人権課題に対する事象も対応する体制を確立する必要があると考える。

（団体）

本県で開催される、第 38 回全国人権保育研究集会（2016 年 1 月開催）および第 41 回部落解放・人権西日本夏期講座（2016 年 6 月開催）に対し積極的な支援、協力をおこなわれたい。

（県教育委員会）

第 38 回全国人権保育研究集会については、高知県教育委員会としては、幼保支援課が中心となり、支援・協力を行う予定である。第 41 回部落解放・人権西日本夏期講座については、対応を検討する。